

# 医療保険制度における 新型コロナウイルスへの対応

## ① 保険料の減免・猶予等

区分	対応内容
被用者保険	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2月1日以降の一定期間（1か月以上）において、収入が前年同期比で概ね20%以上減少した場合について、社会保険料を無担保かつ延滞金なしで1年間納付を猶予する。</li></ul>
国保 後期高齢者医療	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者等の保険料（税）の減免を実施する。</li></ul>

## ② 傷病手当金の対応

区分	対応内容
被用者保険	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っていた期間についても、労務に服することができなかった期間とする。</li><li>・ やむを得ず医療機関を受診できなかった場合は、医師の意見書がなくとも、事業主の証明により保険者が労務不能と認め、支給対象とする。</li></ul>
国保 後期高齢者医療	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 傷病手当金が任意給付であるため、条例を制定して必要があるとしたうえで支給する。</li></ul>

### ③ 特定健診・保健指導

区分	対応内容
緊急事態宣言期間中	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象地域：実施を控える。</li><li>・対象地域外：感染症の基本的対処方針を踏まえ、十分に留意し実施する。</li></ul>
緊急事態宣言解除後	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の感染状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえ、実施方法や実施時期を保険者が判断し、関係者や実施機関と相談のうえで実施する。</li></ul>

### ④ P C R検査・抗原検査の保険適用

区分	対応内容
P C R検査	<ul style="list-style-type: none"><li>・感染症の患者であることが疑われる者に対して、感染症の診断を目的として検査を行った場合、または、感染症の治療を目的として入院している者に対して退院が可能かどうかの判断を目的とした検査を実施した場合、医療保険を適用する。【3月6日～】</li><li>・唾液からの検体を用いて検査を実施した場合、医療保険を適用する。【6月2日～】</li></ul>
抗原検査	<ul style="list-style-type: none"><li>・感染症の患者であることが疑われる者に対して、感染症の診断を目的として、検査を実施した場合、医療保険を適用する。【5月13日～】</li></ul>

## ⑤ 診療報酬上の対応

区分	対応内容
外来関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>院内トリアージ実施料（1回300点）の算定【4月8日～】</li> </ul>
入院関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急医療管理加算（1日950点を特例的に14日まで）の算定【4月8日～】</li> <li>二類感染症入院診療加算（1日250点）の算定【4月8日～】</li> <li>特定集中治療室管理料等を算定する病棟に入院している重症患者に対する治療の評価を2倍に引き上げ、中等症以上の感染患者について救急医療加算の2倍相当の加算を算定【4月18日～】</li> <li>専用病床の確保等を行い受け入れた場合、評価を2倍に引き上げ【4月18日～】、さらに評価を3倍に引き上げ【5月26日～】</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話や情報通信機器を用いたオンライン診療の初診料（214点）の算定【4月10日～】</li> </ul>

## ⑥ 診療報酬の概算前払い

### 対応内容

- 医療機関等への福祉医療機構等の融資が実施されるまでの対策として、本来7月に支払われる5月診療分の診療報酬等の一部について、6月に受け取ることを希望する医療機関に対し、審査支払機関が概算前払いを実施する。